

瀬戸市立図書館「視聴覚教材・機材団体貸出」取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市立図書館が所蔵する視聴覚教材及び機材（以下「視聴覚教材等」という。）の団体貸出について必要な事項を定めるものとする。

(貸出窓口)

第2条 視聴覚教材等の貸出窓口は、次のとおりとする。

(1) 名称 情報ライブラリー

(2) 場所 瀬戸市栄町45番地 パルティセと 3階

(貸出対象)

第3条 視聴覚教材等の貸出は、瀬戸市に所在する学校及び社会教育団体、その他瀬戸市立図書館長（以下「館長」という。）が適当と認めた団体に行う。

(貸出手続)

第4条 前条の規定により視聴覚教材等の貸出を受けようとする者は、「視聴覚教材・機材貸出申請書（第1号様式）」（以下、「申請書」という。）を館長に提出しなければならない。

(貸出審査)

第5条 館長は、申請書の内容を確認するため必要な資料の提示を求めることができる。

(貸出期間)

第6条 視聴覚教材等を貸出する期間は、4日以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、貸出を延長することができる。

2 貸出の延長が必要になった場合には、視聴覚教材等の貸出を利用する

者（以下、「利用者」という。）は貸出期間中に館長に4日までの範囲内で延長を申出なければならない。

（貸出物品）

第7条 貸出する視聴覚教材等は、別表第1のとおりとする。

（貸出数量）

第8条 視聴覚教材等を貸出する数量は、次の範囲内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 教材 4タイトル
- (2) 機材 1種類ごとに1台

（遵守事項）

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用する場所は原則市内であること。
- (2) 申請書に記入した利用目的以外には使用しないこと。
- (3) 転貸をしないこと。
- (4) その他館長の指示すること。

（損傷等の届出）

第10条 利用者は、視聴覚教材等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに館長に届け出なければならない。

（返却）

第11条 利用者は、視聴覚教材等を返却しようとするときは、職員の点検を受けなければならない。

（利用報告）

第12条 利用者は、返却の際、利用状況を報告しなければならない。

（損害賠償）

第13条 利用者は、その利用する視聴覚教材等を損傷し、又は亡失したと

きは、館長が指示する方法により、その損害を賠償しなければならない。
ただし、館長において損害を賠償させることが適当でないと認めるとき
は、この限りではない。

(貸出の停止)

第14条 館長は、次の各号の一つに該当するときは、貸出を停止すること
ができる。

- (1) 専ら営利を目的として視聴覚教材等を利用すると認められるとき
- (2) 視聴覚教材等を損傷し、又は亡失するおそれがあると認められる
とき
- (3) その他館長が視聴覚教材等の利用が不相当であると認められると
き

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、視聴覚教材等の団体貸出に必要な
事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

教材	16ミリ映画フィルム、ビデオ、DVD
機材	16ミリ映写機、ポータブルVTR、スライド、スクリーン、 スピーカー、OHP、OHC、液晶映写機、ビデオ編集機、P Cコンバーター